



発行  
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

告示（海区漁調）

○東京海区におけるそでいか漁業の制限……………二

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………  
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…三

正誤

○令和四年三月三十一日付東京都告示第四百四十六号…四

告示

●東京都告示第七百十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十二日

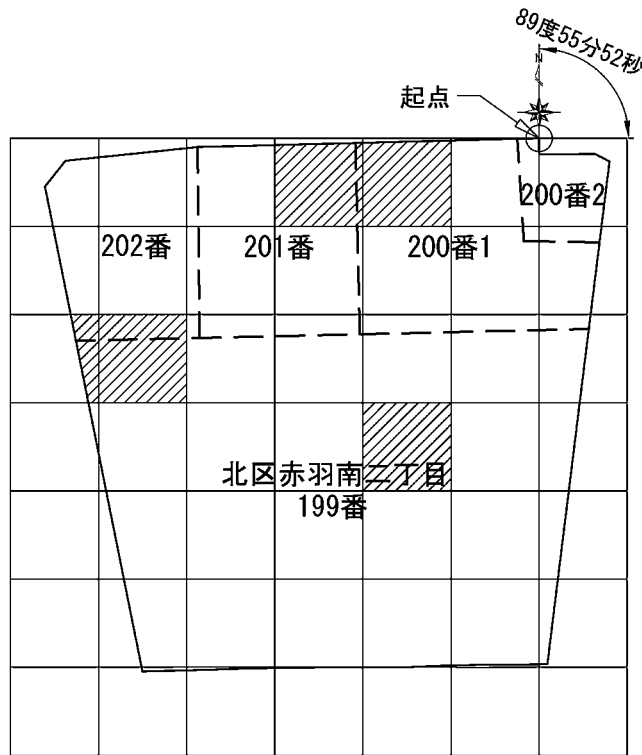
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽南二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例

- 筆境界
- 敷地
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】  
起点は、北区赤羽南二丁目200番2の最北端とする。

【格子の回転角度 (89度55分52秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第五号

東京海区（小笠原海域に限る。）におけるそでいか漁業（以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和四年五月十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（禁止操業）

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

（承認操業）

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（一）承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、四十五隻とする。

（二）漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、

針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

三十組以内とする。  
 ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

(三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに令和五年七月三十一日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、令和四年七月一日から令和五年六月三十日までとする。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体に

あつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年五月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。  
 令和四年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) ケーズデンキ足立竹ノ塚店

二 店舗所在地 足立区伊興本町二丁目二十六番地十ほか

三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス

四 設置者住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス

六 新設をする日 令和四年十二月十三日

七 店舗面積の合計 二千五百二十六平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八十六台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百十一台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側 三十三平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十四・三六立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 令和四年四月十二日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和四年五月十二日から同年九月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体に

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年五月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名  
ドン・キホーテ中野駅前店
- 二 店舗所在地  
中野区中野五丁目六十八番五号
- 三 設置者名  
みずほ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所  
千代田区丸の内一丁目三番二号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社ドン・キホーテ
- 六 変更前の小売業者の代表者名  
安田 隆夫
- 七 変更後の小売業者の代表者名  
吉田 直樹
- 八 変更日  
令和元年九月二十五日
- 九 届出日  
令和四年三月二十八日
- 十 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間  
令和四年五月十二日から同年九月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

NEWNO・GS新宿

- 二 店舗所在地  
新宿区新宿三丁目八百七番一ほか
- 三 設置者名  
株式会社S M B C 信託銀行
- 四 設置者住所  
千代田区丸の内一丁目三番二号
- 五 変更前の店舗名  
新宿 M I S Q U A R E
- 六 変更後の店舗名  
NEWNO・GS新宿
- 七 変更前の設置者住所  
港区西新橋一丁目三番一号
- 八 変更後の設置者住所  
千代田区丸の内一丁目三番二号
- 九 変更日  
令和三年七月五日ほか
- 十 届出日  
令和四年三月二十九日
- 十一 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間  
令和四年五月十二日から同年九月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和四年三月三十一日付東京都告示第四百四十六号増刊30九ページ上段非常勤職員の報酬の額一覧を次のように訂正する。



## 非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
主税局	税務事務員（主任）	月額	223,300円
主税局	精神保健相談員	月額	224,300円
主税局	端末操作事務員	月額	194,400円
主税局	税務事務員	月額	194,400円
主税局	所有者調査事務員	月額	194,400円
主税局	G I S レイヤー整備事務員	月額	194,400円
主税局	宿泊施設等運営業務専門員	日額	（日勤）12,200円
			（夜勤）23,600円
			（夜勤（ローテ））24,230円
主税局	総務事務補助員	月額	194,400円
主税局	主税局アシスタント職員（一般業務）	時間額	1,090円
主税局	主税局アシスタント職員（特殊業務）	時間額	1,350円

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

